

19.6の記者会見
より。知事の

NHK 上関原発の関係で
すが、本体着工をしなければ埋立をしないのでは
ないというお立場はこれから今後も基本的
には変わらないということ
で、認識をよろしい
しょうか。
知事 これは変わってない
でしょうか、はい。

よくある責任のなすり合い、もたれあいの構造がここにも……。誰も責任を持たぬまゝ、罪深い事業が進められる。これこそかつての戦争と同じでは？

中電と山口県は、国が上関原発を「重要電源開発地点」に指定しつづけてくるから、埋立免許を許可せざるを得ない、
と言ひ、経産大臣は、事業者と現地の状況に変化をばいり、重要電源開発地点の指定は維持するといひ。

中電と山口県は、国が上関原発を「重要電源開発地点」に指定しつづけてくるから、埋立免許を許可せざるを得ない、
と言ひ、経産大臣は、事業者と現地の状況に変化をばいり、重要電源開発地点の指定は維持するといひ。

↓ P ⑦ ⑧

6月19日。国会・経産委員会での議論。上関原発計画と埋立免許について

P ⑥

6月10日(月)中電は山口県に埋立免許の再延長を申請。↓新聞記事です。

2019年7月14日(日)14時5
場所 周南市総合庁舎7F
オズナルーム

次の集り

原発いらん、
山口ネットワーク
2019年6月9日の報告
#378号

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町麻郷2208
Tel. Fax 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名 原発いらん!山口ネットワ
作製・印刷
周防灘の自然を守る会
三浦 翠

みんなの海を
守ろう!
ボリク調査は、
決して許さん!

日 時 6月 30日(日)【街頭宣伝】

- ① 10時00分~10時30分 周防大島町小松、「丸久大島店前」
- ② 10時45分~11時15分 柳井市「大島駅前」
- ③ 11時30分~12時30分 柳井市内 (昼食)
- ④ 13時00分~13時30分 柳井市柳井「トライアル前」
- ⑤ 13時45分~14時15分 柳井市南町一丁目「駅南公園前」
- ⑥ 14時35分~15時05分 平生町西浜「マックスバリュ前」
休憩15分
- ⑦ 15時30分~16時00分 田布施町中央南「マックスバリュ前」
- ⑧ 16時20分~16時50分 光市「岩田駅前」
- ⑨ 17時10分~17時40分 光市島田「アルク前」
- ⑩ 18時00分~18時30分 光市「光駅前」

日 時 7月 1日(月)【辻立ち11周年】

- ① 7時00分~ 8時00分 平生町国道188号角浜北交差点「ジョイフル前」
 - ② 8時00分~ 9時00分 ジョイフル平生店で朝食・交流会
 - ③ 10時00分~ 15時 上関町内13か所
- 参加者による街頭からの訴えと「のぼり、手作り看板」などで呼びかける。
○ 街頭演説は、23カ所です。参加できる時間帯にご参加願います。①

朝の辻立ち11周年街頭行
動の6/30までのスケジュールです。
(通信が間に合わなくともすみません。)

小中進さんの上関原発中止

6/26 中電株主総会

朝9時、私たちが中電前につくと、すでに「上関原発止
めよう、広島ネットワークの皆さんが、街宣しながら、
ビラ配りを始めていて強い。
本館前には中電社員とガードマンが10数人立って、
物々しい雰囲気。報道陣も歩道にいっぱい。
向もなく祝鳥・上関の皆さんが大型バス一台で到着
し、現場はいつきに湧き立つ。またたく間に「上関
原発絶対反対」の旗が杯立し、横断幕がならぶ。

6月30日(日) 10時~18時	小中進、上岡原発うらない 街頭宣伝 周防大島、柳井、平生、田布施、光	街頭で。	☎0820-55-6291 ☎090-8996-8378
7月1日(月) 7:00~8:00	小中進さん辻立ち11周年 平生町国道188号角浜比 交差点ミヨイル前 その後10時~15時上岡町内 13ヶ所で。	街頭で。	〃
7月4日(木)	参議院選告示		
7月6日(土) 14:00~16:30	総のかり行動山口	カクエンテ山口	
7月10日(水) 11:40~	朝鮮学校に補助金を 復活させよう。	県庁前広場	
7月14日(日)	原発うらな、山口ネットワーク 例会	周南市総合庁舎 3F(301-4)7F	☎0820-55-6291/小中
7月20日(土) 10:00~	四団体会議 上岡町へのせう入れ	上岡町道の駅 海側の空地	☎
7月21日(日)	参議院選投票開票		

私(三浦)はずっと外にいて、広島の人、祝島、上岡の人とスしぶりの情報交換、おしゃべり、ピラリとさして来たが、議会に参加した人からの報告は、

・「原発のリプレイス、新設は考えられない」という
周議決定のあるのに、なぜ上岡の埋立免許延長を
求めるのか」とせまうことも、中電は「20年、ペース
ド電源にばつている。CO2を出さない、原発の電力は
安価である」となど、常套句を繰り返すのみ。

・清水社長は、^{上岡}原発については異様にやる気を見
せていた。

・島根原発反対運動を長年続けて来られた戸原
さんは、会場の質問はできなかったが、フルサーマルの
便甲済核燃料はフルで30年周保管し続けな
ければいけないのに、それもどう考えているのか、
原発も稼働させれば、フクニマの事故のようはこと
は帯に起り得る。だからこそ世界は自然エネルギー
ギョーへと舵を切っているのだ、
今現在、折角、原発の電力ゼロの中電が、なぜ
原発に深入りしようとするか。

中国5県連絡会議常任幹事会の報告
千葉さん(いつも例会の司会者です)より

中国地方反原発反火電等住民運動市民運動連絡会議 常任幹事会
(6/1・三次市)
<<各地の報告>>
島根・鳥取:島根原発関係、知事選・県議選開、三隅関係報告
岡山:人形峠、廃棄物取り扱い関係報告
山口については、県議選結果、6月上旬の中電・県申し入れ、重要電
源開発地点に関する国への質問の件について当方わかる範囲=前
回例会までの情報を報告致しました。
<<今後の活動>>
<島根原発:立地島根・隣接鳥取、避難計画避難先岡山・広島>
・避難者受け入れ自治体(各市町村)への要請継続…話をすると担当
者が「その様な話は知らなかった」となる事が多い。
・リーフレットの活用
・複数市での住民投票実施の動き:前準備(宣伝等)の重要性、資金
の援助(特別カンパ等も検討)
<上岡計画>
・埋立免許期限切れ(の前の中電・県への申し入れ)対応 の後
<<連絡会議総会>>
・11/9(土)-10(日)、松江市、内容はまず島根にて今後詰める。
<<役員等改選>>:どうすべきか今後の課題
<<情報の発信と取り扱い>>:各地の情報の不足。「相手側も見て
いる」という認識の上での情報発信の必要性
<<その他>>松江で行われた「自分ごと化会議」の問題点
記載内容に間違いは無いと思いますが抜けがありましたら誠に申し訳ありません。

19
6.19.木
上岡町長5選不出馬
原発推進「気力持つか迷い」

山口県上岡町の柏原重海
町長(69)は18日、任期満了
に伴う町長選(9月3日告
示、8日投票)に立候補
せず引退すると表明した。
中国電力上岡原発建設の推
進の立場で現在4期目。既
に「個人的には今期で辞め
たい」としていたが、支
援者からの続投要請で最終判
断を留保していた。
この日の町議会一般質問
で柏原町長は「次の4年間
気力が持つか迷いがある
中、立候補するのは町民に
失礼だ」と説明した。
上岡原発は2011年3
月の福島第一原発事故後に
準備工事が中断。国のエネ
ルギー基本計画にも新増設

(堀晋也)

例会の報告(6/9)

● 東広島市、田布施、光、下松、周南、宇部

● 小中代表より。

昨日は宇部市民の会の皆さんと一緒に祝島へびわ狩りに行きました。船は満員で子供たちもたくさんいました。シーカヤック隊の原君たちのグループともいっしょになりました。

● 現地のようす。

夕必四団体会議のあと田の浦の現地へ行ってきました。

駐車場から浜へ下りる道は草がのびたくて大変でした。浜の現地も草ぼうぼうで、警備員が一人居るだけ。沈砂池も草におおわれ、浄水器も半分草に埋もれている。

ボーリングはいつの間にか終つて櫓は撤去されていた。追加調査で掘った横穴の排水口のポンプの音だけがしていた。

埋立海域を市海の灯浮標が新しくなつた。何基か流されたり、こわれたりしてたのが新しくなつて、こっぺんにXのマークがついてた。

● 6/5、署名 65,978 筆を携えて上関原発を建て

させない県民連絡会が、県へ埋立免許の延長を認めないよう申し入れをした。

祝島の清水敏保さんから「上関原発問題が起つてもう37年もたつている。山口県は原発計画を認めないでほしい。」

同じく祝島の山根さんからは「重要電源開発地点というありまちなものを根拠に、原発をつくらせるのはやめてもらいたい」との発言があった。

これに対して、

県は——上関町議会が原発をつくつてくれと言っているのをこれを尊重する。

中電が埋立免許の延長を申請すれば、これを認める。審査中は埋立免許は維持されて切れることはない。と答へた。

中電が埋立免許が阻止まで37年、上関はそれを越えよう。

● 上関町議会が原発を作さぬと宣言していると、それが、それは、中電が上関町に当初から立地事務所を構えて、50人もの社員を常駐させ、買収や選挙干渉など、ありとあらゆる悪辣な方策をばらまき作り出して来た結果でしかない。県は、その事実を知っているはずなのに、見て見ぬふりをする。

● 一方、イージス・アショアでは阿武町議会も町長もはつきりと反対をしているに、県はこれを尊重していない。

● こんなに都合主義の県政を変えなければならぬ。● 上関原発が今日まで止つて来たのは祝島の人達が、漁業補償金の受取りを今日まで拒否し続けているから。

「公有水面埋立法には埋立事業者が埋立免許を得ても、埋立で損害を受ける者に補償しなければ埋立工事には着手できない」(8条)という規定がある。山口県は、県民である祝島の人達の意志を踏みにじり漁業権を侵害し続けている。

● 6/7 中電へ、「上関原発埋立て免許の延長申請を行わないことを求める」申し入れを行った。

中国五県から引団体が発同、12名が参加。山口からは小中と、「上関原発のない未来を、柳井地域の会」の中川さんの2名が参加。

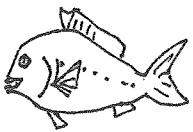
● 中電は、20年に電力の25.2%を原発でまかなうという政府の方針に従えば必ず新規原発が必要になる。● 上関原発計画は進める、といつもの答へ。● 島根の1号機は廃炉、2号機は再稼働をめざす。● 3号機も稼働させるといふ。

● 中国電力が共同漁業権管理委員会と、漁業補償契約を結んだのは2000年4月27日。● すでに20年近くが経過している。民法によれば消滅時効は10年です。● 新しく同じ海域を漁せば

始めた人もいるはず。埋立事業実施時点において漁業を営んでいる漁民に新たに補償しなければならぬ。中電が埋立事業をしようとするのは、この補償契約があるから。

しかし祝島の入道は補償金を受取っていないのだから、埋立を強行することは中電の違法法行為になる。

漁業権は、漁民個人個人の生存権なので、共同漁業権管理委員会が、補償契約を結んでも、同意しない(補償金を受取らない)人がいる限り、埋立をすることはできない。



6/7 「上関(原発用地埋立禁止住民訴訟の合意)経産省・原子力規制庁へ申し入れ。

県会議員の倉多香子(周南)、藤本一規(守部)、宮本輝男(守部)、中島光雄(山陽小野田)、事務局の小畑大作、広島から、清日一政、上里恵子の7名(敬称略)が参加。

東京からは、原子力資料情報室から伊藤幸、菅波氏(敬称略)2名が参加。福島みづほ議員の仲きょうで。

上里恵子さんの報告です ↓ P8

私たちは上関原発をとめるために、何をするのか、何が出来るのか？

大切なことは祝島の入道は漁業補償金を受取っていないこと。

中電が埋立を強行すれば、中電の違法行為であることを共通の認識にする。

2011年2月に、中電が8人のガードマンを使って鉄パイプで柵をつくろうとしたが、このような行為は違法である。

決まっても海も公有のみんなのものがある。中電が埋立免許を得ても、このことは変らぬ。

中電が「工事区域」であるから立ち入りは禁止されています。と云うのは、中電の脅しであって、暴力団がやるのと同じ行為に当たる。

5/30 「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の合意」が山口県に申し入れ。

山口地裁の判決は、「免許権者である知事は、合理的な期間内に許す旨の判断を行うべき義務を負う」としている。

知事はやらざるを得ない。県の支出となる「控訴」は取り下げるべきである。控訴することによって県議会にはかったのか？

県の港湾課——「控訴は、知事の行政官としての行為なので、県議会にはかからない。」

中電が埋立免許の延長を申請すれば、書類に不備がなければ、「許可する」とくり返すのみ。

県の港湾課には公有水面の「公」の意味が全くわかっていない。海は県庁のものだと思っているのだと感じた。

おまけに唯一取れたNHKのテレビは、さきさきの海がくわかっていないのだ。こんな入道の手ごたえの海がつかされてたまるか？

おまけに唯一取れたNHKのテレビは、さきさきの海がくわかっていないのだ。こんな入道の手ごたえの海がつかされてたまるか？



6/2 NHK説明会(周南市ロビー)

20名くらいの市民が集まり、まずNHK側の説明のビデオを見せて、3グループに分かれ質問応答。

海の中やマニスターを専用道路で運ぶから海岸に近いところを通過地と考えていると。

参加者からは多くの意見が...

・エジプトの遺跡から出るガラス片やくまが方化していないから、ガラス固化体にする必要はないが、それらのガラスはこれほど強い放射線にさらされてこないから、それをもっとガラス固化体にする(何年か後でも大丈夫)というのは詭弁ではないか。

・再処理してプルトニウムが出れば、それをプルトニウムとして扱うが、それは永年廃止にしようがない。この問題を考えるのであれば、まず「原発をすべて止めよう」という話。

・ヨーロッパの基準ではなく、この日本の基準から考えろ。地盤も何もすつろりさつろりだから。

裁判のこと

○埋立免許差し止の裁判控訴審(福島) オ2回 (広島高裁)

2019年9月4日(水) 14時

○上関原発用地埋立禁止住民訴訟 控訴審(オ4回) (広島高裁)

2019年9月6日(金) 14時

○伊方原発再稼働差し止の裁判(岩国支部)

2019年10月17日(木) 14時

○「自然の権利裁判」控訴審の日程は?

○埋立免許差し止の裁判(原告・山戸真夫と福島県の漁民)は、山口地裁で原告適格なしの判決が出た。広島高裁に控訴。

6月10日に一回目の控訴審が行われ、山戸氏が意見陳述。「鳥ごの生活、私の子ども達を守る責任がある」と原告を交入れることは「ごまかすこと」(広島高裁) (広島高裁) (広島高裁)

○6/20「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」控訴審同日では、一審が判断留保は違法と判断したのに対し、県は「6/8、3に延長許可したのだから、その判断の違法性は「治癒」されるといつか争うべき」と主張した。

対し、当方の大塚弁護士は、山口県庁が定めている「審査表」に基づいて、免許延長が不当であると弁論。これに対し、知事側は、「そこは主眼点ではない」と逃げ口上。しかし、ミつけた主張に知事らの方針が透けて見えると思われ。

○6/13「伊方原発再稼働差し止の裁判」では、62才の主婦の吉木京子さんが感動的な、力強い意見陳述をされました。↓ 証言が足りません。この者の裁判前にのせま。

● 次回の4団体会議は、7月20日となっています。が、当日は「上関水軍まつり」のため延期となりました。2ヶ月に一度の集まりでは、

上関町の道の駅のうらの広場に集って、上関町へのびう配りを行います。ネットワークの担当は田代区と決まりました。

田代の竹島盛三さんもたくさん来てほしい。また、駐車場前のお店に新しく入られた方が原発反対だそうと、行けばお会いできると思います。

● 上関町長選について、

今年9月3日、告示、9日投票開票です。6/19、現、柏原町長は不出馬と表明しました。新聞記事です。↓ P2

● 3.23県民大集会の会計報告が出ました。なんと50万円くらいの繰越金が出ました。祝意へのカンパはかきません。

● アメリカの臨界前核実験に対して、トランプ大統領への抗議に賛同しました。ヒバクニ世の会からの呼びかけです。

● 6/1 中国5県連絡会議の幹事会がありました。山口県の幹事・二十葉さんからの報告です。↓ P2

● 東京電力3人の重役への刑事裁判(福島の事故) オバコの弁論が終り判決は 2019年9月19日 13時5分から 東京地裁で。

謝罪はしても責任を認めようとしない3人への判決は、

本の紹介
東電刑事裁判2
明らかになったこと
予見回避可能だった
原発事故はなぜ起きたか! 海渡雄一弁護士著
A5判 96頁 - シ 1000枚
彩流社出版
27回公判までの経過
新たに判明した事実
を徹底解説!

画計免
計免
原立
上関
上関

4度目の延長申請 中電、山口県に23年1月まで

中国電力は10日、山口県上関町で計画する上関原発の建設予定地の海の埋め立て免許の期間をさらに3年6カ月延長し、2023年1月までとする申請書を県に提出した。活断層の有無を調べる海上ボーリング調査を始める海上ボーリング調

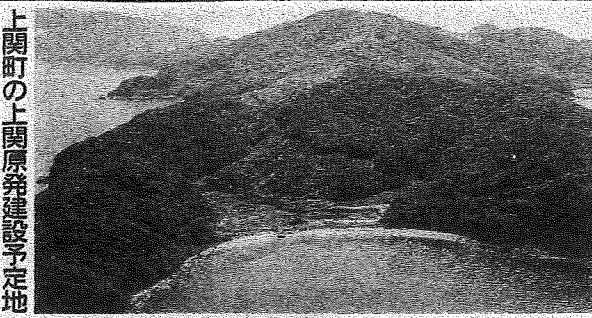
査をするため、来月までの期限内に工事ができなかつたことを理由とする。延長申請は4度目となる。中電は海上ボーリング調査にかかる約6カ月と、埋め立ての工期約3年と合わせ3年6カ月を申請。海上

ボーリング調査は07年以來で、今回は陸上から2000メートルの水深約13メートルの海底を60メートル掘る計画という。中電は17年以降、予定地の断層が活断層が調べるため陸地をボーリング調査。精度を高めるには海上ボー

リング調査が必要だが、適地特定に時間がかかったとする。予定地での準備工事は11年3月の福島第一原発事故から中断したまま。中電は調査は準備工事に当たらないとする。会見した中電上関原発準備事務所の大瀬戸聡所長は「より安全安心な発電所の建設に向け、海上ボーリング調査を実施し、できるだけ早く準備工事を再開できるように取り組む」とした。

これを受け村岡副政知事は「要件を満たせば許可しなければならぬ」と国が示している。運用ルールに沿って処理する」と述べた。柏原重海町長は「国の方針が定まらない段階であり、延長申請は淡々と受け止めるしかない」とした。埋め立て免許を巡っては取り消しを求める訴訟が同町祝島の漁業者たちから起こされている。

(余村泰樹、佐藤正明)



上関原発の公有水面埋め立て免許を巡り中国電力が山口県へ4度目の延長申請を出した。村岡副政知事は「要件を満たせばルール上認めると淡々と判断する意向だが、福島第一原発事故を機に新增設を疑問視する声は多い。県は、法律論の枠を超え、原発とどう向き合うのか見解を示す時期では

ないのか。村岡知事は2016年8月、前知事時代から可否判断を先送りしていた免許を8年ぶりに許可。根拠としたのが国の重要電源開発地点の指定の有効性だった。村岡知事は今回の申請でも①同開発地点の指定が有効であり、引き続き土地需要があるか②免許期限内に工事を進められなかった理

由の合理性を審査基準に挙げる。これら要件を満たせば「法律上、許可しないといけない」と説明する。一方、国のエネルギー基本計画に新增設は明記されず方向性は不透明なまま。上関原発の開発地点の指定は05年。県の最初の免許許可も08年であり、いずれも11年3月の原発事故以前の申請だった。3・11が起きた今、単なる法的手続きだけで済ますのは、県政を預かるリーダーの姿勢として十分といえるか。

中電の申請のタイミングも疑問が残る。この日は上関原発を巡る訴訟が広島高裁であり、反対派住民やグループ、報道陣が法廷へ赴いていた。前回16年の申請時も参院選の公示日と重なった。反対派住民は「隙を突き、姑息(ごそく)なやり方だ」と批判する。中電は「申請時期はまたまた」としているが、仮にそうだとしたら、なぜ疑いや反発を招かないよう住民感情に配慮しないのだろうか。

(和冬正憲)

上関原発海域掘削申請へ

中国電、県に8月にも調査開始

山口県上関町での上関原発建設計画を巡り、中国電力(広島市)は、予定地の埋め立て海域でボーリング調査を実施する許可を、近く県に申請する方針を明らかにした。許可されれば、

2011年3月の東京電力福島第一原発事故後に埋め立て工事が中断して以降、初の海上作業が8月にも始まる可能性があるが、建設に反対する住民らは漁船による抗議行動も辞さない構え

で反発を強めている。13日に特集された島の10年(中国電によると)調査では、原発の新規制基準に基づき、原子炉設置審査に備えて、予定地の同町田ノ浦湾付近の断層が活断層かどうか

か判断するデータを集める。予定地の西側約200メートルに作業台船を据え付け、やぐらを組んで水深約13メートルの海底を約60メートル掘削している。中国電は10日、7月に切れる海面埋め立て免許の期限を3年6カ月延長するよう県に申請しており、このうち6カ月間をボーリング調査に充てる予定だ。県は、ボーリング調査に海域を利用する上申請の申請を受けた後、手続き上の不備が

なければ通常1カ月以内に許可を出す。一方、政府は原発の新增設について方針を示しておらず、原子炉設置審査が事実上ストップした中で浮上したボーリング調査に対し、地空で反発が広がった。同町の離島で、予定地の対岸にある祝島の反対派住民団体「上関原発を建てさせない祝島島民の会」の清水敏保代表(64)は「建設計画が止まっている中、なぜ海に手を付けるのか。島

民の気持ちを逆なでする」と怒りをあらわにした。

フフシマの事故故で、新規原発への規制基準は大きくある。はが、その新規規制基準がまだ手つたらずなのに、何をめざしてボーリング調査をするというのか。根拠がないの。

報道の自由日本に懸念

国連報告者 沖縄でも圧力と批判

【ジュネーブ共同】言論と表現の自由に関する国連

のデービッド・ケイ特別報告者は26日、国連人権理事會に日本に関する新たな報告書を正式に提出した。日

ケイ氏は冒頭演説で「世界的に記者への嫌がらせや脅迫などが相次ぎ、メディアへの規制が強まっている」と述べ、表現や報道の自

記者会見で批判的な記者が質問をした際、当局者が記者クラブを通すなどして公然と反論すると指摘、「新聞や雑誌の編集上の圧力」と言及した。日本

の罪に問われた山城博治沖縄平和運動センター議長の有罪確定に「(表現の自由の)権利行使制限の恐れがある」と深刻な懸念を示した。

ケイ氏は2017年に公表した対日調査報告書で、日本の報道が特定秘密保護法などで萎縮している可能

【松本昌樹、真栄平研】

** 上関の原発計画と埋立免許について (文字起こし) **
経産委員会 2019年6月19日 上関原発関連

元の動画
https://www.youtube.com/watch?v=1_IpuM78J4E

宮川議員

上関原発に関して伺います。これ、山口県は原発であります、大臣は繰り返し、新增設、リプレースはしないという答弁をされていましたが、いまま、これは、新增設、リプレースはしないということで、よろしいでしょうか

世耕大臣

これは、現時点において原発の新增設、リプレースは想定しておりません

宮川

この上関原発 (山口県)、まだ何も無い更地の状況であります、もし、建設してつくれた場合は、これ、新設の原発になるのでしょうか

資源エネルギー庁・村瀬佳史電力・ガス事業部長

上関原子力発電所につきましては、まだ設置許可がおりていないため、仮につくる場合は、新設にあたる、と

宮川

そうすると大臣、上関原発は、経産省、大臣としては、建設は想定していない、ということよろしいですか

世耕

現時点において原発の新增設、リプレースは想定していない。そのことに尽きると

宮川

2枚目に、裏に新聞記事を載せました。中国電力が6月10日に、上関原発の建設のために埋め立て免許の期間延長の申請書を山口県に出した、とあります。その申請書のなかでは、海上ボーリング調査6ヶ月、そして埋め立て工期に3年、ということが書かれているということでもあります。大臣、いま、経産省としてはつくらないと、想定していないというなかで、こういう工事が行われる、そして山口県が、これをいいですよと言う、と。...まだ、これ、いいですよという結果は出ていませんが、言うだろうといわれています。こんなことが、あっていいのでしょうか

世耕

あくまでもこれは、経産省のエネルギー政策全体のなかで、原発については現時点で新增設、リプレースは想定していない、ということでもあります。当然、各事業者とか自治体の判断でなされることはあるんだろうとは思いますが、少なくとも経産省としては、現時点での原発の新增設、リプレースは想定しておりません

宮川議員

まったく理解できないんですが、新設・増設・リプレースはしないと、これ、安倍総理も言っていると思います。にもかかわらず、埋め立て工事しているんですか、大臣、もう一度お願いします

世耕大臣

ですから、現時点において原発の新增設、リプレースは想定していません。埋め立て工事の許可というのは、私の権限ではありません

宮川議員

大臣の権限が、あります。山口県がこれを承認するという理由のひとつに、重要電源開発地点のひとつに、ここが指定されているから、国がこれ指定しているから、という理由で、山口県はこれの認可をおろそうと、延長を認めようとしているわけです。

そして次のページ・・・法律が書かれている・・・重要電源開発地点の指定に関する規定というのを今日お配りしました。そのなかに、なぜ8年も経ってこれが解除されていないか、ということではありますが、第7条 経産大臣は指定を行った重要電源開発地点が第4条第5項にかかっている要件のいずれか適合しなくなった時、この指定を解除することができるものとすと。大臣が、解除できるわけです。

では、どういう要件かというと、12項目ありますが全部やれないので 四 というところだけやります。電源開発の計画の具体化が確実な電源であることと書いてあるわけです。これ、開発が確実でなければ、大臣が解除できるんです。いま、新設はやらない、と言っている。なぜこれが、計画の具体化が確実なんですか、大臣

世耕

上関原発については事業者が有する計画や地元状況に変化がなく、また、事業者から重要電源開発地点の解除の申し出がない、というなかでありますから、その指定を国がみずから解除する事情がないと考えています

宮川

大臣、これ、規定、法律、これ本当に立憲主義なんですか。ここに私、法律を出しましたよ。出しまして、大臣が変えられる、と書いてある訳です、大臣の権限で。この要件として、電源開発の計画の具体化が確実な電源であることと書いてある訳です。なぜ、新設をしないと言っているのに・・・ご自身で言っている訳ですよ新設しませんと・・・、計画の具体化が確実なんですか? なんで計画の具体化が確実なのか教えてください

世耕

繰り返しになりますが、政府としては現時点において原発の新增設、リプレースは想定していません。そのうえで申し上げますと、上関原子力発電所については、事業者が、計画を遂行する意向でありまして、法令上の必要な手続きや一定の地元理解が進んでいるという状況でありますから、計画の具体化が確実な電源であると考えています。ただし、その原発を、新設を認めるかどうかは規制委員会が判断することですし、政府としては現時点において原発の新增設、リプレースは想定しておりません

宮川

おそらく多くの国民は、その説明まったく理解が出来ないとおもいます。ちょっと切り口を変えます。電源立地交付金というのが出てると思いますが、原発がとまりました2011年から、上関町に、この電源立地交付金が毎年いくら出ているかお答えください

村瀬電力・ガス事業部長

上関地点においては2011年度以降、毎年度約8000万円の電源立地地域対策交付金が交付されてきているところです。このほか原子力発電施設等立地地域特別交付金として、2011年度から2012年度にかけて、総額約22億円が交付された実績があるところです

宮川

大臣が新設しないと**言っているのに、**なぜか国の方から自動的に**お金が、30億円くらい、お金が流れているわけ**です。それも毎年毎年、8000万円とおっしゃっていましたが、**1億円くらいのお金**が毎年、**出ていってるわけ**ですね。なんで、**原発つくらない**といっているのに、**お金が流れる。**いいんですか、これ

R6からのつぎの

新聞記事

(おびくイイみたいでめんない)

本では政府が批判的なシャ
ーナリストに圧力をかける
など、報道の自由を懸念が
残ると警告。沖繩の米軍基
地の県内移設などに対する
抗議活動でも当局の圧力が
続いていると批判してい

由が危機的な状況だと強調
した。一方、日本の岡庭健
ジュネーブ国際機関政府代
表部大使は「日本では表現
の自由は憲法で保障されて
いる」と報告書に反論した。
報告書によれば、政府の

制になっていると強調し
た。
また、米軍普天間飛行場
(沖繩県宜野湾市)の名護
市辺野古移設への抗議活動
に絡み、威力業務妨害など

性があるとして同法の改正
や放送法4条の廃止など11
項目を日本政府に勧告。ケ
イ氏はこのうち9項目が履
行されていないとしてい

⇒次ページへ

世耕

電源立地地域対策交付金についても、重要電源地域指定と同様に、事業者である中国電力が持っている計画や、地元自治体のおかれた状況に変化がないわけです。また、事業者から重要電源開発地点の指定の解除の申し出がないなかで、交付を終了する事情はないと考えています。そのなかで敢えて申し上げれば、震災直後の2011年度、あるいは民主党政権下で、革新的エネルギー環境戦略なるものが策定され、原発ゼロが打ち出された2012年度においても、上関地点に置ける原発交付金は継続していた。なぜそのとき止めなかったのか、というのは逆に私もお伺いしたいくらいですけども、です所以我々は、2013年度以降も、その扱いに変化がないという状況が続いている、ということだということとは申し添えておきたい

宮川

少し過去のことも聞きましたが、しかし気がついたときにシッカリやるというのが大事だと思います。今ちょうどこれから、埋め立ての認可を延長するかどうかの議論があるわけですから。もう一度お伺いします。なぜ、新設しないと言っているのに、お金がこのまま……。これ延長されたら、お金が出続けるわけです。いま、気がついている訳です。もう一度お伺いします。もしかして、本当は、新設するというような密約があるわけですか。あるいは、安倍総理の山口県だからお金が落ちるようになってるんですか。そうじゃなかったら、理由がなくていいですか？ 新設しないと言っているのに、なぜ重要電源開発地点が解除されなくて、毎年毎年お金が落ちるんですか。もっと国民に分かりやすくお答えいただけますか

世耕

何度も同じお答えになりますが、原発については現時点において原発の新増設、リプレースというのは、政府としては想定していません。今ご指摘の交付金については、重要電源開発地点の指定と同様に、事業者である中国電力が持っている計画や、地元自治体のおかれた状況に変化がありません。また、事業者から重要電源開発地点の解除の申し出がないなかで、その交付を打ち切る理由はないと考えていますし、民主党政権下で原発ゼロが打ち出されたときも、この交付金は支払われ続けていたわけであり

宮川

改めて、その説明、国民は理解しないと思います。怒ると思いますよ国民は。そして、気がついたときにシッカリ直していく。いま、気がついている訳ですから、直していくということをお願いしたい

19618中D
国の放射線審議会は17日に
管理期間や責任明確化を
会合を開き、東京電力福島第
1原発事故に伴う福島県内
の除染で生じた汚染土を公共
工事などに再利用する環境省
の方針について議論した。専
門家の委員からは、管理を続
ける期間や、再利用した現場
で異常があった際の責任の
明確化を求める指摘が相次い
だ。
福島県内の汚染土は既に約
1400万立方メートルと膨大な量
が発生しているため、環境省
は放射性セシウム濃度が1キ
ロ当たり8千ベクレル以下のものを、
周辺に影響が出ないように管
理しながら再利用する方針
だ。福島県南相馬市で行った
実証試験で、一定の安全性が
確認されたとしている。
委員からは「道路などに再
利用した場合は100年、2
00年先までずっと管理を行
うのか」「亀裂が発生して放
射線防護上の問題が起きた場
合、(道路などの)管理者と
環境省のどちらが責任を取る
のか」との指摘が出た。
環境省は「管理終了後に
いては、今後検討を深めな
ければならない」と回答し
た。

目には見えない大きな問題。本当に泣きたくなるよ。

6/7 経産省、原子力規制委員会との示談の記録 - 上里恵子さん記

「重要電源開発地点の指定」のことで経産省・規制委員会と面談

報告者：上関原発の根っこを見る会 上里恵子

参加者の所属団体：住民訴訟の会 (3名)、山口県議 (4名)、

上関原発どうするネット (3名)、原子力資料情報室 (2名)

日時：2019年6月7日 13:00~15:30 場所：参議院議員会館地下103号室

面談時の「質問内容」は前号に記載していただいた通りです。

面談時の説明で判ったこと (経産省・係官4名)

- 1) 新規原発をエネルギー基本計画で想定しなくなった理由
: 再稼働のための安全審査最優先で審査しているため。(廃炉以外既存炉が36基ある)
- 2) 「重要電源開発地点の指定」は引き続き有効で、事情の変化がない限り解除を考えない」とある。福島第一原発事故は、事情の変化に当たらないのか?
: 事情の変化とは「事業者が取り下げる」「地元の意向に変化がある。」こと。
- 3) 4) 不新設原則と「重要電源開発地点の指定」の《運転を開始した日まで指定》とは矛盾しているのではないのか?
: 不新設原則は政府の方針、「重要電源開発地点の指定」の解除は事業者の意向。
・上関は新設。
- 5) 上関原発の「重要電源開発地点の指定」の解除方法は?
: 解除を考えていない。

*その他、遣り取りの中で

- ・「重要電源開発地点の指定」と交付金とは関係ない。
- ・「運転開始まで指定」の項目は、告示(官報掲載)に当たるものを出せば改訂可能

*面談後 再質問に対する回答

《「重要電源開発地点の指定」に何ら変わりはない》との電力基盤整備課長の文書には、課長印も無く、文書番号も無い。これは経産省あるいは国政府としての回答なのか?
: 「重要電源開発地点の指定」を所管する立場から回答している。

面談時の説明で判ったこと (規制委員会・係官2名)

上関原発計画が、規制委員会でどのような位置付けになっているかが判った。⇒【放置】

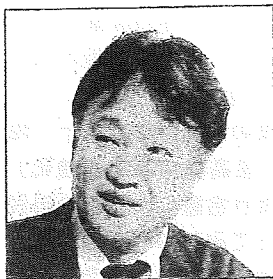
- ・「設置許可申請書」が2009年12月に原子力安全・保安院に提出されたままである。
- ・規制委員会としては、新基準もできていないし、審査チームも無い。
- ・中電が審査を望むなら、①全く申請書を書き直す②現申請書に補正を上書きして提出。どちらもしていないので、審査の仕様が無い。
- ・県からも「今どうなっているか」などの問い合わせも無い。
- ・中電の「設置許可申請書」は、5回の審査を受けているが、その審査内容を見られたことはあるか? : 無い。読む値打ちも無い。現在の提出書面は、今の基準に合わない。

「重要電源開発地点の指定」が《運転を開始した日まで指定》の条文を持つ問題点を、次号で扱います。(上里恵子)

目からウロコの“日米関係” 安部宏治 対米従属から脱却するために

矢部 宏治
対米従属から脱却するために、
いま日本がやるべき「3つのこと」
これができない政治家は
退場せよ！

講談社 (抜粋)
2019年5月19日



同じ敗戦国のドイツやイタリアにできたことを、なぜ私たち日本だけができないのか——。先日沖縄県が「他国地位協定調査について」という報告書を公表すると、そんな疑問の声が上がった。

たしかに第2次大戦後、ドイツとイタリアは、日本と同じくアメリカとの軍事同盟のもとで主権を失っていた。しかし、米軍機の事故をきっかけとした国民世論の高まりを背景に、両国は正常な主権国家の道を歩んでいるからだ。

「横田空域」「日米合同委員会」「日米地位協定」……アメリカによる「支配、はいつまで続くのか？」

いまから5年前、衝撃のベストセラー『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』で、対米従属の法的な構造をあきらかにした矢部宏治氏が、同書の文庫化を機にその解決策を提示する。

日本の戦後史には、いくつかの盲点がある。

今回、自分が書いた本の解説を書くという、めったにない機会をあたえてもらったので、私が過去8年間にわたっておこなってきた日米密約研究のまとめを、日本の戦後史に存在する「3つの盲点」という観点から、できるだけ簡潔に説明してみたい。

「横田空域」「日米合同委員会」「日米地位協定」など、私がこれまでずっと本に書いてきた、あまり

に異常な「戦後日本」と米軍の関係は、いまでは地上波のTV番組でも取り上げられ、かなり多くの人に知られるようになってきた。

しかし、ではいったいなぜ、世界で日本だけがそうした異常な状況にあるのか。

5年前に書いた本書では、その問いが『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』というタイトルによって表現されている。以下、当時の自分に向かって報告書を書くようなつもりで、その問いに答えることにしたい。

安保条約はアメリカの軍部が書いた

まず、問題は大きく2つに分かれる。

- (1) なぜ、これほど異常な状況が生まれたのか
- (2) なぜ、これほど異常な状況が続いてしまったのか

この(1)の問題をあっけなく説明してしまうのが、下の人物だ。カーター・B・マグルーダー陸軍少将。彼が日本の戦後史における第1の盲点である。

おそらく彼の名前を聞いたことがある人は、ほとんどいないだろう。だが「戦後日本」という国家にとって、実はこれほど重要な人物もいない。というのはこのマグルーダーこそが、現在まで続く、日米安保条約と日米地位協定の本当の執筆者だからである。

ではなぜ他国との条約を、本来の担当であるアメリカ国務省ではなく、軍人が書くことになったのか。その理由は旧安保条約が調印された1951年の、前年(1950年)6月に起きた朝鮮戦争にあった。



この突如始まった戦争で米軍は当初、北朝鮮軍に連戦連敗する。その後も苦戦が続くなか米軍は、それまで一貫して拒否していた日本の独立(=占領終結)を認める代わりに、独立後の日本との軍事上の取り決め(安保条約)については、本体の平和条約から切り離して軍部自身が書いていい、朝鮮戦争への協力を約束させるような条文を書いていいという、凄腕外交官ジョン・フォスター・ダレスの提案に同意したのだった。

なので先の(1)への答えは非常に簡単だ。日米安保条約や地位協定は、もともとアメリカの軍部自身、平時ではなく、戦争中に書いた。だから米軍にとって徹底的に都合の良い内容になっているのは、極めて当然の話なのだ。

その取り決めの本質は、下の旧安保条約・第1条のなかにすべて表現されている。

旧安保条約・第1条(1951年9月8日調印)(要約)
「アメリカは米軍を、日本およびその周辺①に配備する②権利を持つ」

この②の部分が日本の国土の「自由使用」、①の部分が「自由出撃」(日本の国境を自由に越えて行く他国への攻撃)を意味している。その2つの権利を米軍は持つということだ。

そしてこの短い条文が意味する具体的な内容を、条文化したものが、安保条約と地位協定(当時は行政協定)、そして無数の密約なのである。

いうまでもなく、そうした国家の主権を完全に他国に明け渡すような条約を結んでいる国は、現在、日本以外にない。つい最近、アメリカに戦争で負けたイラクやアフガニスタンでさえ、米軍がそれらの国の許可なく、国土の「自由使用」や「自由出撃」をおこなうことなど絶対にできない。戦争でポロ負けしよう、占領が終われば国際法上の主権国家なのだから、それが当然なのである。

インチキだった安保改定

ところが日本だけはそうっていない。その理由もまた、ひとことで説明すると、安保改定がインチキだったからだ。

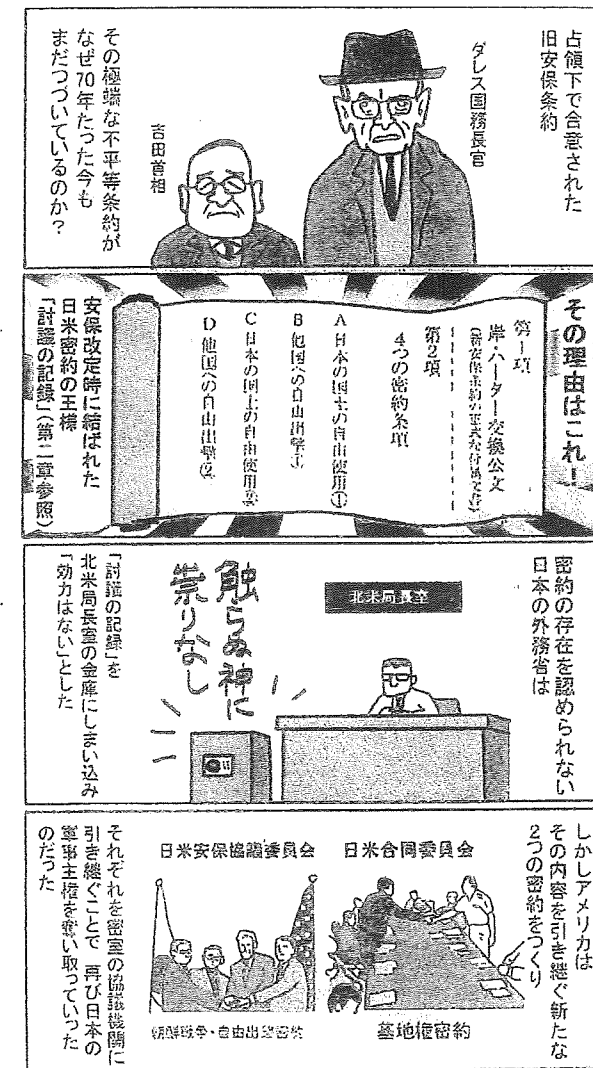
1960年に「対等な日米新時代」をスローガンにして岸首相がおこなった安保改定により、事実上の占領状態はなくなったと日本人はみんな思っている。ところが岸は安保改定交渉が始まる前年に、訪米し、アイゼンハワーとの首脳会談で、次の内容に同意していたのである。

「日本国内の米軍の配備と使用については、アメリカが実行可能な場合はいつでも協議する」(部分)
(会談後の共同声明 1957年6月21日)

上記の旧安保条約・第1条に書かれた、「日本の国土の自由使用」と「自由出撃」という植民地同然の権利。それが安保改定後もそのまま存続することが、このとき確定した。というのも岸による安保改定の目玉は、米軍の自由な軍事行動に日本側が制約をかける「事前協議制度」の創設にあったのだが、その「事前協議」の本質が「米軍がやりたくない場

合はやらなくていい」ものだということ、ここで合意されてしまったからである。

その後結ばれた新安保条約、日米地位協定と、その他無数の密約は、やはりこの共同声明の1行を、細かく条文化する形で生まれたものといってよい。そしてその過程で、日本の戦後史における2つ目の盲点が生まれる。下の漫画の2コマ目にある「討議の記録」という名の「密約中の密約」である。



これはいわば先の共同声明の内容(事前協議制度の空洞化)を、A B C D 4つの具体的な密約条項に書き換えたものといえる。漫画にあるように、AとCが日本の国土の自由使用、BとDが日本の国土からの自由出撃についての密約である。新安保条約調印の約2週間前(1960年1月6日)に藤山外務大臣によってサインされている。

冒頭の「(2)なぜ、これほど異常な状況が続いてしまったのか」という問いへの答えは、この密約文書ひとつですんでしまう。ひとことでいうとこの密

約は、旧安保時代の米軍の権利は、ほぼすべてそのまま引き継がれるという内容の密約だからだ。

ところがこの「日米密約の王様」ともいべき最重要文書のことを、やはり日本の官僚もジャーナリストも、ほとんど知らない。その理由は外務省が長らくこの文書の存在を否定し続け、2010年ようやくその存在を認めたとともに、一貫して文書の効力を否定し続けているからだ。

新たに切り出された2つの密約

昨年、この「討議の記録」について改めて調べ直したとき、非常に重大な発見をした。それが本稿最後の「3つ目の盲点」である。

この「討議の記録」というあまりに重大な密約文書を、岸が次の池田政権に引き継がなかったため、その後、池田政権の大平外務大臣と外務省は大混乱におちいることになる。

ここで注目すべきは、上の漫画の3コマ目にあるように、外務省がこの密約文書を北米局長室の金庫にしまい込んでその存在を隠蔽する一方、アメリカはそこからAとCの内容を切り出した「基地権密約」と、BとDの内容を切り出したような「朝鮮戦争・自由出撃密約」という2つの密約文書をあらかじめ別につくっておき、同じ1960年1月6日に藤山外務大臣にサインさせていたということだ。

その後、それら新たに切り出された2つの密約が、漫画4コマ目のとおり、安保改定後の「日米合同委員会」と「日米安保協議委員会（現在の「2+2」）」の議事録に、それぞれ編入されたことがわかっている。

だが、なぜそんなことをする必要があったのか。

誰もきちんと安保条約を読んでいなかった

その間の経緯を検証するなかで気づいたのが「3つ目の盲点」、つまり「新安保条約・第6条後半」の持つ異常性だ。まず次のページの条文を読んでほしい。

旧安保条約・第3条（要約）

「日本における米軍の法的権利は、両政府間の行政上の協定で決定する」

↓

新安保条約・第6条後半（要約）

「日本における米軍の法的権利は、日米地位協定及び、合意される他の取り決めで決定する」

自戒を込めて告白するが、たった5条しかない旧安保条約と、たった10条しかない新安保条約、その条文を私を含めてこれまで日本人は、誰もきちんと読んでいなかったのだ。

上側の旧安保条約・第3条の下線部分は、外務省訳の日本語の条文では「両政府間の行政協定で決定する」と書かれている。だから研究者もみんな、これを条文化された正規の「日米行政協定（the Administrative Agreement）」のことだと、ずっと疑わずに思っていた。

ところが英語の原文は「政府間の行政上の協定（administrative agreements）で決定する」

つまり国会を関与させずに、政府と政府の合意（政府間協定）だけですべて決定すると書かれている*。

加えて最大の問題は、日米安保の規定（行政協定第26条、地位協定第25条）では、その「政府間の合意」をおこなうのが、日本政府とアメリカ政府のものではなく、日本の官僚と在日米軍の幹部、そう、あの密室の協議機関「日米合同委員会」だということなのだ。

その結果、日本がまだ占領下にあった朝鮮戦争で、米軍が日本の官僚組織に直接指示をあたえて戦争協力させていた体制が、独立後もそのまま温存されることになってしまったのである。

ここまでが旧安保時代の話だ。そしてここからが、問題の新安保条約の話になる。

上の新安保条約・第6条後半を見てほしい。在日米軍の法的権利は、「日米地位協定及び、合意される他の取り決めで決定する」と書かれている。実はこの「合意される他の取り決め」という言葉のなかに、新安保条約の締結後、日米合同委員会でおこなわれることになる密室合意と、加えて安保改定で新設された「日米安保協議委員会」（およびその下部組織）でおこなわれることになる密室合意が、すべて含まれるということなのだ。

この新安保条約の基本構造がわかると、なぜ「討議の記録」という密約の原本から、わざわざ2つの独立した密約（「基地権密約」と「朝鮮戦争・自由出撃密約」）を新たに切り出して、藤山外務大臣にサインをさせ、安保改定後の日米合同委員会と日米安保協議委員会の議事録に編入する必要があったかがわかる。

まず「基地権密約」とは「旧安保時代の米軍の権利は、安保改定後も変わらず続く」という密約だ。その文書が安保改定後の日米合同委員会の議事録に編入された結果、それまで旧安保時代に同委員会でおこなわれてきた膨大な秘密合意がすべて、先の「日米地位協定及び、（今後）合意される他の取り

決めで決定する」という条文にもとづき、国会で批准された日米地位協定の条文と同じ法的効力を持つことになってしまったのだ。

次に「朝鮮戦争・自由出撃密約」とは「朝鮮戦争が起きたときは米軍の自由出撃を認める」という密約だ。その文書が安保改定で新設された日米安保協議委員会の議事録に編入された結果、それまで主に米軍基地の使用（基地権）についておこなわれていた、日本の国会を関与させない形で米軍が日本の官僚に直接指示を与えるシステムが、朝鮮戦争の再開を前提とした米軍と自衛隊との共同軍事行動（指揮権）の分野にまで拡大されてしまった。

事実その後、国会がまったく関与しないうちに、日本国憲法の規定を超えるような内容を含む第1次・第2次・第3次のガイドライン（「日米防衛協力のための指針」）が、この日米安保協議委員会の下部組織で作られていくことになったのである。

*—アメリカでは条約締結権は大統領にあるが、上院の3分の2以上の賛成を必要とするため、大統領が立法府の承認なく他国と政府間協定（executive agreement）を結ぶ権限が慣例として幅広く確立している。米軍部の考えた日米安保は、この形を使って日本の国会を一切関与させずに日本を軍事利用する体制だった。

輝ける未来のためにすべきこと

このような構造を知ると、せつかく盛り上がりつつある地位協定の改定運動に水をかけるようで大変申し訳ないのだが、いくら地位協定の条文を変えても、新安保条約・第6条後半の「及び、合意される他の取り決め（で決定する）」という部分を削除しないかぎり、なんの意味もないことがわかる。この短い文言のなかにはすでにご説明したとおり、日米合同委員会だけでも（安保改定以前と以後をあわせて）1600回を超える、密室での秘密合意の内容がすべて含まれているからだ。

だから地位協定を本気で改定しようとするなら、必ず新安保条約・第6条から上の下線部分を削除したうえで、改定をおこなう必要がある。つまりそれは非常にミニマムな形ではあるが「安保再改定」にならざるをえないということだ。

「いや、地位協定の改定だけでもハードルが高いのに、安保再改定なんて絶対無理だよ」とあなたは思うかもしれない。けれどもそんなことは、まったくないのだ。

国会で正式に批准された「日米地位協定の条文」と、過去70年にわたって密室で蓄積された秘密合意が、法的に同じ効力をもつことを定めたこのメチャ

クチャな条文。まともな親米政権をつくって「ここだけは占領期の取り決めが継続してしまったものなので、変えることに同意してほしい」といえば、断ることのできるアメリカの官僚も政治家も絶対に存在しない。

いま東アジアでは、世界史レベルの変化が起こりつつある。昨年（2018年）3月から韓国の文在寅大統領がスタートさせた入念かつ大胆な平和外交が、その巨大な変化を生んでいるのだ。

それに比べて日本の解決すべき課題は、なんとちっぽけなことだろう。

「新安保条約・第6条の一部削除」

「日米地位協定の改定」

「日米安保の問題については憲法判断しないとした砂川裁判・最高裁判決の無効化」

この3つさえおこなえば、在日米軍を日本の国内法のコントロール下におくことが可能となり、現在の歪んだ日米関係は必ず劇的に改善する。

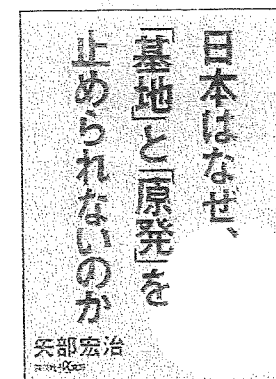
だからこの「最小限の安保再改定」と「地位協定改定」と「砂川裁判・最高裁判決の無効化」の3つで、まず野党の指導者が合意し、それに自民党の良識派も足並みをそろえてみてはどうか。そして国家主権の喪失という大問題を解決したあと、またそれぞれの政治的立場に帰って議論を戦わせればいい。

逆に、ここまで私が説明してきた法的構造を理解した上で、それでもなお、上の3つに怖くて手をつけられないという政治家は、日本という国の政治指導者の座から、すぐに退場させるべきだ。

この本当に小さな変更さえおこなえば、その先に、われわれ日本人が望んでやまない、「みずからが主権をもち、憲法によって国民の人権が守られる、本当の意味での平和国家としての日本」という輝ける未来が、訪れることになる。

そのことが、現在の私が、『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』を書いた5年前の私に報告したいことなのである。

（以上、詳しくは『知ってはいけない2』講談社現代新書 参照）



2019年5月31日 ちらし作成「アヒンサー」
（ブログ：目からウロコ FC2 アヒンサー）